

「立川市 学校の働き方改革総合プラン」の先行実施について

このことについて、立川市教育委員会では、昨年度1月、立川市 学校における働き方改革検討委員会からの提言を踏まえ、今後、基本計画に基づき「立川市 学校の働き方改革総合プラン（以下「総合プラン」と言う。）」を策定していきます。

総合プランは、児童・生徒一人一人に生きる力を育成するため、学校教育の質の維持向上及び学習指導要領の確実な実施を図っていくことを目的として、教員一人一人の心身の健康保持の実現し、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備するための総合計画です。

つきましては、「迅速に実施できる教員の働き方改革は、総合プランを待つまでもなく実施する。」という主旨から、次の取組について今年度より先行実施してまいります。

1 在校時間の把握と意識改革（学校における勤務時間を意識した働き方の推進）

- (1) 学校は、業務時間を考慮した児童・生徒の登校時間、下校時刻を設定する。
- (2) 学校は、定時退庁日を設定し、実施できるよう業務改善に努める。
- (3) 学校は、夏季休業日中に、土日を含む5日間以上の学校閉庁日を設定する。
- (4) 立川市教育委員会は、学校における働き方改革を進めることにより、教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという目的の理解啓発を進めるため、広報やWebサイト等を活用して「立川市 学校の働き方改革プラン」を広く保護者、市民へ周知する。
- (5) 学校及び立川市教育委員会は、長期休業日中における教員の年次有給休暇の取得を推奨する。
- (6) 学校及び立川市教育委員会は、教員の意識改革を進めるための研修を実施する。

2 部活動の負担軽減

- (1) 学校は、各部活動顧問の複数化による業務の分担を進め、各顧問の休養日及び他の業務に専念できる時間を確保する。
- (2) 学校は、積極的に部活動外部指導員の活用を図る。
- (3) 学校は、部活動日を週5日までとする。土曜日、日曜日においては、どちらか1日、または両日を活動しない日とする。
- (4) 学校は、部活動等の長期休業日中の活動日数を、最大でも、全休業日の50%程度とする。
- (5) 立川市教育委員会は部活動指導員を配置し、休日における教員の負担軽減に努める。
- (6) 立川市教育委員会は、「立川市 運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。それを受け学校は「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

3 業務改善・指導体制の充実（学校における業務改善、勤務環境の充実）

- (1) 学校は、経営支援部を設置して、教職員の学校運営力向上を図る。
- (2) 学校は、「教育情報フォーラム」の活用を推進するとともに、校内での授業プランやワークシート等の一元管理を進め、様々な情報や資料、教材等の共有化を図る。
- (3) 学校は、職員室内等の効果的な机の配置や教員の休憩時間、場所の確保等に取り組み、働きやすい環境を整備するとともに、効率的な業務推進を図る。
- (4) 学校は、ネットワーク型学校経営システムの下、地域学校協働本部事業や、生涯学習推進センターの学校支援ボランティア事業を有効利用して、積極的な外部人材の活用を進める。立川市教育委員会は、学校のニーズに合った地域人材等の確保に努める。
- (5) 立川市教育委員会は、コミュニティ・スクール（五中校区＝立川第五中学校・第九小学校・大山小学校・上砂川小学校、八中校区＝立川第八中学校・新生小学校）を導入し、地域の活性

化と協働化を進める。

- (6) 立川市教育委員会は、民間団体等からの各種コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布物依頼などに関して、当該団体に対して学校の負担軽減に向けた配慮を求める。
- (7) 立川市教育委員会は、副校長補佐やスクールサポートスタッフを導入し、学校における具体的な副校長及び教員への支援を行い、副校長及び教員の業務軽減を進める。
- (8) 立川市教育委員会は、平成30年度に第一小学校を拠点校として、第一小学校、第三小学校、第四小学校、第六小学校、第七小学校、新生小学校、立川第一中学校、立川第三中学校、立川第八中学校の9校において学校事務の共同実施を試行し、副校長及び教員の業務軽減を進める。
- (9) 立川市教育委員会は、立川市商工会議所や立川市青年会議所等との連携を強化し、中学生の職場体験受入事業所の確保に努め、各中学校に情報提供する。